

1. 件名：検査制度の運用に関する核燃料施設等設置者との面談
2. 日時：令和2年9月15日（火）13：15～16：15
3. 場所：原子力規制庁 2階打ち合わせテーブル（TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 核燃料施設等監視部門
熊谷統括監視指導官、福吉主任監視指導官、関主任監視指導官、福原監視指導官
技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門
森主任技術研究調査官、久保田統括技術研究調査官、寺垣技術研究調査官、横塚
技術研究調査官
日本原燃(株) 安全・品質本部 副本部長（安全推進） 他4名
日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 品質保証課課長 他5名
三菱原子燃料(株) 安全・品質保証部 副部長 他3名
原子燃料工業(株) 東海環境安全部安全管理グループ長 他3名
日本核燃料開発(株) 保安管理部長 他5名
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 環境安全部 部長 他1名
東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 原子炉本部 原子炉管理部 技術専門員
東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室長 他1名
リサイクル燃料貯蔵(株) 取締役技術安全部長 他3名
立教大学 原子力研究所 管理室長 他1名
東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所 原子炉主任技術者 他2名
(株)日立製作所 王禅寺センタ長
近畿大学 原子力研究所 講師
核物質管理センター六ヶ所保障措置センター参事 他3名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、配布資料（2）に基づき、第1回「検査制度に関する意見交換会」において当面の検討課題として挙げられた核燃料施設等の重要度評価手法の検討において、核燃料施設等設置者のご意見を十分に反映したものにすべく、定期的に面談を開催し、意見交換を実施する予定であり、今後設置者の協力をお願いした旨を伝えた。
- (2) 原子力規制庁から、配布資料（3）に基づき、現在検討中の核燃料施設等の重要度評価の案を説明し、再処理施設、ウラン加工施設、二種埋設施設など様々な施設が含まれることや、取り扱う核燃料物質の種類及び性状も様々であることから、取り扱う核燃料物質が人と環境へ与える影響（ハザード）のレベルを指標として用いて工程毎の重み付けを行うことを検討している旨を説明した。

- (3) 原子力規制庁から、これまで実施してきた再処理施設等におけるリスク評価手法に係る安全研究の概要について紹介した。
- (4) 日本原燃(株)より、配付資料(4)に基づき、「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」の「附属書9 定性的な判断基準による重要度評価ガイド添付2」に記載されている手法を用いて、同附属書9 添付1に基づく「点数評価手法」と核燃料施設の「核燃料物質等の状態に応じた潜在的な危険性に基づくレベル」を組み合わせた手法の説明があり、原子力規制庁から今後当該資料について確認し必要に応じて質問させていただきたい旨を伝えた。
- (5) 原子力規制庁より、面談の参加者に対して、現在設置者が考えている重要度評価のイメージを紹介してもらうよう依頼した。事前に質問項目を設定し、「実用炉と異なる特徴を持つ核燃料施設独自のリスク評価手法を構築することは必要だと思いますか。それとも、重要度評価ガイドの附属書9に記載されている定性的な評価手法で十分であり、今のままでもよいと思いますか。」等について確認したところ、「実用炉と異なる特徴を持つ核燃料施設独自のリスク評価手法を構築することは必要だと思う」を1、「重要度評価ガイドの附属書9に記載されている定性的な評価手法で十分であり、今のままでもよいと思う」を2とすると、施設の種類毎の回答は、以下のとおりであった。

全体的に見ると、使用施設及び試験研究用原子炉施設を持つ設置者においては、今のままでもよいという意見が多数を占めた。

二種埋設施設 1 (1 設置者)

使用済燃料貯蔵施設 1 (1 設置者)

使用施設 2 (4 設置者)

試験研究用原子炉施設 1 (1 設置者)、2 (6 設置者)

廃棄物管理施設 1 (1 設置者)、2 (1 設置者)

加工施設(ウラン燃料) 1 (1 設置者)、2 (2 設置者)

加工施設(濃縮) 1 (1 設置者)、2 (1 設置者)

加工施設(MOX) 1 (1 設置者)

再処理施設 1 (1 設置者)、2 (1 設置者)

研究開発段階発電用原子炉 2 (1 設置者)

- (6) 上記に加え、核燃料施設等設置者から、施設の大小による周辺への影響の大きさの考慮、施設の特徴や核燃料物質の量の概念、及び詳細なリスク評価が必要な施設とそうでない施設等の整理検討が必要なことや、確率論的安全評価の検討は長期間行われているものの未だ導入に至っていない経緯も十分認識すべき等の意見が出された。
- (7) 原子力規制庁より、今回設置者から頂いた意見を踏まえてさらに検討を進めていくこととしたい旨を伝えた。

6. 配布資料

- (1) 議事次第(原子力規制庁資料)

- (2) 核燃料施設等の重要度評価の進め方(案)(原子力規制庁資料)
- (3) 核燃料施設等の重要度評価(検討中の案)(原子力規制庁資料)
- (4) 核燃料施設等の特徴を考慮した重要度評価について(日本原燃(株)資料)